

# 訪日観光客4,000万人時代に対応できる 宿泊施設の確保について

【担当省庁：厚生労働省、国土交通省、観光庁】

## 1 宿泊施設を増設させるためのインセンティブ制度の創設

東京、大阪、京都などのホテルの稼働率が8割を超える状況が続く中、訪日外国人観光客4,000万人を迎えるためには、**宿泊施設の確保**が大きな課題である。

宿泊施設の建設がさらに進むよう、一定規模以上の客室を有する高いインバウンド機能、大会議場などのコンベンション機能を有する**宿泊施設の整備**について、地方への民間投資促進に向けた制度を**創設**していただきたい。

## 2 旅館の活用促進

宿泊施設の確保に向けては、**旅館の良さを残した大部屋やホール**の客室へのリノベーション、トイレの改修、外国語案内表記、**無料無線LANの設置**などが**必要**である。

しかし「**宿泊施設インバウンド対応支援事業**」について、対象者が5社以上の宿泊施設が協議会を設立し、実施計画を策定することが要件で、個別の宿泊施設での申請が認められていない。また、補助対象施設も公共スペースのみが対象となり、個室でリノベーションやトイレ改修などが認められていない。

については、宿泊事業者が利用しやすいよう、**対象要件を緩和**していただきたい。

京都府 の担当課	商工労働観光部 観光政策課(075-414-4841) 健康福祉部 生活衛生課(075-414-4755)
-------------	--

### ■全ての地域で観光入込客数・観光消費額が前年を上回っている状況

	観光入込客数(万人)			観光消費額(億円)		
	H28年	H27年	前年比 %	H28年	H27年	前年比 %
京都市	5,522	5,684	97.2	10,862	9,704	111.9
乙訓	216	202	106.8	8	8	107.9
山城	1,167	1,145	101.9	193	191	100.9
南丹	831	717	115.9	136	118	114.6
中丹	401	387	103.5	69	64	107.5
丹後	605	613	98.7	180	178	101.0
合計	8,741	8,748	99.9	11,447	10,263	111.5

(京都府観光入込客等調査)

### ■京都府内のホテル、旅館等は京都市内に集中している (H28年度末)

	ホテル				旅館				簡易宿泊所	
	施設数	構成比 %	客室数	構成比 %	施設数	構成比 %	客室数	構成比 %	施設数	構成比 %
府域全体	239	100.0	25,720	100.0	667	100.0	9,930	100.0	1,945	100.0
京都市域	182	76.2	22,436	87.2	368	55.2	5,317	53.5	1,493	76.8
上記以外	57	23.8	3,284	12.8	299	44.8	4,613	46.5	452	23.2
乙訓	1	0.4	14	0.1	5	0.7	97	1.0	3	0.2
山城	6	2.5	261	1.0	36	5.4	512	5.2	32	1.6
南丹	3	1.3	157	0.6	32	4.8	415	4.2	83	4.3
中丹	38	15.9	1,977	7.7	67	10.0	1,446	14.6	88	4.5
丹後	9	3.8	875	3.4	159	23.8	2,143	21.6	246	12.6

(厚生労働省 衛生行政報告例)

### ■ビジネス・シティホテルの稼働率が8割を超え、旅館は余裕がある

	H26	H27	H28
旅館	43.8	49.3	46.5
リゾートホテル	55.6	53.0	53.7
ビジネスホテル	81.2	83.2	84.6
シティホテル	82.3	85.7	87.6
簡易宿泊所	-	36.4	33.5
その他	32.7	43.7	47.4
京都府合計	67.7	71.3	70.9

(観光庁 宿泊旅行統計調査)

全国数値	57.4	60.3	60.0
------	------	------	------

- ▶ 旅館については、日本らしい宿泊施設として、外国人からも人気がある一方で、プライバシーや慣習の面から外国人が受け入れがたい側面もあり、稼働率には余裕があるのが現状
- ▶ そのため、旅館の魅力を広くPRしつつ、旅館においても、外国人観光客に合わせた大部屋の個室化等の取組を行い、稼働率を上げていくことが重要

### 3 旅館業法改正法の早期成立

「住宅宿泊事業法」が平成30年6月に施行されることにより、住宅を活用して宿泊サービスを提供する場合は届出が必要になる。無届の住宅宿泊事業については、旅館業法違反の無許可営業として罰則等が適用されるが、現行の旅館業法の罰則規定では罰金の上限額が低い等、不十分である。

今後、違法民泊の適正化に向けた指導を行うためには、旅館業法改正による罰則や指導権限の強化が必要であることから、**旅館業法改正法を早急に成立させていただきたい。**

#### ■住宅宿泊事業と旅館業との関係

- ▶ 旅館業  
施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる事業  
→旅館業を行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- ▶ 住宅宿泊事業  
旅館業法に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であつて、日数が1年間で180日を超えないもの  
→住宅宿泊事業の届出をした者は、旅館業に該当する住宅宿泊業を旅館業法上の許可を得ずに実施できる。

#### ■住宅宿泊事業と旅館業法上の罰則規定の関係

- ▶ 無届等の違法民泊については、旅館業法による罰則規定が適用される

		実施場所	
		住宅	住宅以外
日数	年間180日以下	住宅宿泊事業の届出あり 適法な住宅宿泊事業 (旅館業法適用除外)	住宅宿泊事業の届出なし 違法な住宅宿泊事業(※) (旅館業法違反)
	年間181日以上	(※) 旅館業法による罰則規定が適用される	

→違法な住宅宿泊事業(違法民泊)を排除するためには、旅館業法による罰則等を強化することが必要

#### ■旅館業法の一部を改正する法律案の概要

- ▶ 改正の概要
  1. ホテル営業及び旅館営業の営業種別の旅館・ホテル営業への統合  
ホテル営業及び旅館営業の営業種別を統合し、旅館・ホテル営業とする。
  2. 違法な民泊サービスの広がり等を踏まえた無許可営業者等に対する規制の強化
    - (1) 無許可営業者に対する都道府県知事等による報告徴収及び立入検査等の権限規定の措置を講ずる。
    - (2) 無許可営業者等に対する罰金の上限額を3万円から100万円に、その他旅館業法に違反した者に対する罰金の上限額を2万円から50万円に引き上げる。
  3. その他所要の措置  
旅館業の欠格要件に暴力団排除規定等を追加
- ▶ 施行期日  
公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

#### ■一部改正法案の経過

- 平成29年 3月7日 法案閣議決定・衆議院議案受理
- 6月1日 衆議院厚生労働委員会付託
- 6月16日 衆議院継続審査議決
- 9月28日 衆議院冒頭解散のため審議未了により廃案